

○北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議規則

平成20年12月19日

規則第36号

改正 平成25年3月22日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成20年北広島市条例第30号)第15条の規定に基づき、北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第3条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、推進会議の会議の議長となる。

3 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第11号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。